



りそな銀行アジアニュース

平成 23 年 5 月 19 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所／台湾】

「特種貨物及び労務税(ぜいたく税)条例」の導入について

台湾では 2011 年 4 月 15 日、過熱する不動産市場の健全化と課税の公平性強化を目的として、非居住用住宅や高級品等に対して重課税を行う「特種貨物及び労務税(ぜいたく税)条例」法案が立法院(国会に相当)で可決、成立し、6 月 1 日から施行されることになりました。具体的な内容は以下の通りです。

○課税となる項目・対象者・基準・税率

【1 台湾ドル=2.84 円】

項目	課税対象者	課税基準	税率
① 非居住用住宅(土地・建物) ※課税対象外は下記参照	売主	所有期間:1 年以内	売却額の 15%
		所有期間:1 年超 2 年以内	売却額の 10%
② 自家用車、レジャー船舶、自家用 ジェット機、ヘリコプター等	生産者または輸入者	300 万台湾ドル(約 852 万円) 以上	販売額の 10%
③ 保護動物、その関連製品(毛皮、 象牙等)		50 万台湾ドル(約 142 万円) 以上	
④ 高級家具類(ソファ等)			
⑤ 会員権(ゴルフクラブや高級スパ 等)	売主	50 万台湾ドル(約 142 万円) 以上	販売額の 10%

※農地、農舎・郊外の工場・公共施設・都市再開発等の用地、政府の接収地、予約販売物件、相続した土地、裁判所等の競売地、転勤などやむを得ない理由で転居する場合の土地、自己物件の改築などは、ぜいたく税の課税対象外。

【出所:台湾の財務部賦税署 HP】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室(東京)電話 03-6704-2723
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。
*禁無断転載